（使用前検査の申請）

第十九条　前条第一項第一号の検査（第二十六条に規定する溶接検査及び第二十九条第一項に規定する輸入溶接検査を除く。以下「使用前検査」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～六　略］

［２～４　略］

（使用前検査実施要領書）

第二十二条　原子力規制委員会は、第十九条第一項の申請書の提出を受けた場合には、使用前検査の実施に当たっての方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

（溶接検査を受ける発電用原子炉施設）

第二十六条　第十八条の二第一項第一号の検査のうち、発電用原子炉施設の溶接（溶接をした発電用原子炉施設であって輸入したものの当該溶接を除く。）について行うもの（以下「溶接検査」という。）を受ける発電用原子炉施設は、次の各号に掲げるとおりとする。

［一～七　略］

（溶接検査の実施）

第二十八条　［略］

２　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、溶接検査を受けることを要しない。

一　［略］

二　次に掲げる設備を、あらかじめ、原子力規制委員会に届け出て発電用原子炉施設として使用する場合

イ　ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和四十七年労働省令第三十三号）第七条第一項若しくは第五十三条第一項の溶接検査に合格した設備又は同規則第八十四条第一項（同規則第九十条の二において準用する場合を含む。）の検定を受けた設備

ロ　発電用原子炉施設（一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第二条第一号、第二号又は第四号に規定するガスを内包する液化ガス設備に係るものに限る。）であって、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五十六条の三の特定設備検査に合格し、又は同法第五十六条の六の十四第二項（同法第五十六条の六の二十二第二項において準用する場合を含む。）の規定による特定設備基準適合証の交付を受けたもの

三　［略］

（輸入溶接検査の申請）

第二十九条　第十八条の二第一項第一号の検査のうち、溶接をした発電用原子炉施設のうち第二十六条各号に掲げるものであって輸入したものの当該溶接について行うもの（以下「輸入溶接検査」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～四　略］

［２～４　略］

（使用前検査の申請）

第十九条　使用前検査（法第六十四条の三第七項の検査のうち、発電用原子炉施設の使用の開始前に当該発電用原子炉施設の工事（第二十六条第一項に規定する発電用原子炉施設であって溶接をするものの溶接を除く。）及び性能について行うものをいう。以下同じ。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～六　同上］

［２～４　同上］

（使用前検査実施要領書）

第二十二条　原子力規制委員会は、第十九条第一項の申請書の提出を受けた場合には、第二十条第一項の表の下欄に掲げる検査事項の使用前検査の実施に当たっての方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

（溶接検査を受ける発電用原子炉施設）

第二十六条　溶接検査（法第六十四条の三第七項の検査のうち、発電用原子炉施設の使用の開始前に当該発電用原子炉施設の溶接について行うもの（溶接をした発電用原子炉施設であって輸入したものの当該溶接について行う検査を除く。）をいう。以下同じ。）を受ける発電用原子炉施設は、次の各号に掲げるとおりとする。

［一～七　同上］

（溶接検査の実施）

第二十八条　［同上］

２　［同上］

一　［同上］

二　次に掲げる設備を、あらかじめ、原子力規制委員会に届け出て発電用原子炉施設として使用する場合

イ　ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和四十七年労働省令第三十三号）第七条第一項若しくは第五十三条第一項の溶接検査に合格した設備又は同規則第八十四条第一項若しくは第九十条の二において準用する第八十四条第一項の検定を受けた設備

ロ　発電用原子炉施設（一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第二条第一号、第二号又は第四号に規定するガスを内包する液化ガス設備に係るものに限る。）であって、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五十六条の三の特定設備検査に合格し、又は同法第五十六条の六の十四第二項の規定若しくは第五十六条の六の二十二第二項において準用する第五十六条の六の十四第二項の規定による特定設備基準適合証の交付を受けたもの

三　［同上］

（輸入溶接検査の申請）

第二十九条　輸入溶接検査（法第六十四条の三第七項の検査のうち、溶接をした発電用原子炉施設であって輸入したものの当該溶接について行うものをいう。以下同じ。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～四　同上］

［２～４　同上］